

上里町地域防災計画（案）についてのパブリックコメント

平成25年2月1日(金)～2月15日(金)にパブリックコメントを実施したところ、1名の方から、16項目の御意見・御提案をいただきました。寄せられた御意見・御提案及びそれに対する町の考え方を公表いたします。

(反映状況の区分)

A：意見を反映し、案を修正した

D：意見を反映できなかった

B：既に案で対応済み

E：その他

C：実施段階または次の改訂で参考としていく

	意見の概要	対応等	
①	町の素案に寄せられた意見をどのように取り扱うのでしょうか。	案の修正意見については、検討の上、できるだけ本計画に反映させていただきます。内容によっては、実施段階で参考とさせていただきますものもあろうかと思います。	-
②	インターネットによる閲覧では、利用できる町民が制限されます。役場で閲覧するにも、多岐にわたり大部になっているので、間に合いません。持参した電子媒体にダウンロードするとか、コピーの有償頒布とか配慮願えませんか。	素案のファイルは、電子媒体をお持ちいただければ、インターネット環境のない方にもダウンロードいたします。コピーの有償頒布はいたしません。貸出でも対応させていただきました。広報や実施要領には記載がありませんが、できる範囲で対応させていただきました。	-
③	パブリックコメントの期間が2週間では、狭い範囲しか見られません。もう少し余裕がとれませんか。	今回は種々の事情からスケジュールが厳しくなりましたが、期間には余裕を持たせるよう、努力いたします。	-
④	「風水害事故対策編」と「震災対策編」とが混在しているように見えます。「風水害・事故対策編」を基本の災害対策とし、「震災対策編」を追加するという体系にすれば迷わないと思いますが。	「風水害・事故対策編」の中に、「震災対策編」で記載されるべき内容が重複している部分は、できる限り調整させていただきます。また、どちらの対策編にも共通する事項については、「震災対策編」では、先に記述されている「風水害・事故対策編」を準用するとさせていただきます。	A
⑤	誤字脱字が所々に見られます。全体を見直し、訂正願います。	職員及び委託業者で、再度チェックを行います。	A
⑥	「災害対策基本法」を後述する際に省略しているので、最初に「（以下『災対法』という。）」とことわるべきである。また、「埼玉県地域防災計画」については、「平成23年11月」と改訂年月を記述すべきです。	ご指摘のとおり、訂正します。	A

	意見の概要	対応等	
⑦	改訂前の計画に対し、どこをどのように改訂するのか言及されていません。また、計画の進捗をだれがいつどのように把握していくのかよくわかりません。事前に緊急性・実効性を評価し、予算等を勘案して優先度をつけて、達成度がわかる指標とともに明示されるよう望みます。	改定内容についての概要版を作成いたしました。本計画は基本計画的な位置づけのため、理想的な高い目標を掲げている部分があります。この基本計画にのっとり、具体的目標を持った実施計画を策定することとなります。	C
⑧	この計画が埼玉県地域防災計画に準拠するという点を後述していますが、重要な内容なので、「第1節 計画の目的」または「第2節 地域防災計画の性格」に記載すべきではないでしょうか。	第5節以降は、いずれの節も重要な内容であるため、「第2節 地域防災計画の性格」に整理して含めることとします。なお、埼玉県からの指導により、町の防災計画は県の防災計画に準拠するものではなく、防災基本計画に基づき作成するものだという内容に修正いたします。	A
⑨	地域で消火栓を使用した訓練が行われているようですが、一般町民が使えないような地下式消火栓であったり、消火栓の位置がずれていたり、いろいろ問題があったようです。これは、町が実施する訓練、自主防災組織が実施する訓練のいずれでしょうか。災害発生時にはいち早く消火活動すべきものであり、少なくとも実行計画に織り込むべきと思われます。また「第3 訓練の検証」とありますが、町民には開示しているのでしょうか。	大規模発災時には地域の力が必要不可欠であり、各自主防災組織が自発的に訓練を行っています。生じた課題については地域から町に寄せてもらって対応しています。町が行う防災訓練は、実行計画の段階では具体的な内容を盛り込み、訓練後の検討・評価を行い、広報やホームページでお知らせしていく考えです。	B
⑩	「第6節 災害情報通信計画」に、県の計画と同じ「すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする」を取り入れるべきだと思います。	「第1 災害時における通信の方法」の最後に、ご指摘の文言を追加します。	A
⑪	「第6節 災害情報通信計画 4 災害情報の報告」には、震度に関する記述がありますが、「震災対策編」で扱うべきなので削除したほうが良いと思います。なお、「町内で震度4」は誰がどのように測定するのでしょうか。町のどこに震度計があるのでしょうか。	地震編「第3節 災害情報の収集」において、この「第6節 災害情報通信計画」を準用しているため、地震のみに関わるこの文言はカッコ書きで残します。なお、震度計については、上里町役場の敷地内に設置されています。	A

	意見の概要	対応等	
⑫	「第3 避難誘導」は、県の計画では「災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めるとともに、…、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする」とあります。災害種別ごとに避難所が見えるようにしてほしい。 また、東日本大震災の時には外部から町に避難者の受け入れ要請があったようですが、逆もまた然りなので、このときの教訓を生かして町の計画に反映してほしい。	洪水ハザードマップで、河川が氾濫した際の避難の方向や避難先を指示しています。上里町は平地であり避難場所の条件が大きく変わることはないため、それ以外の災害では、種別で避難場所を変えてはおりません。しかし地域の被害の状況等を判断し、臨機応変に避難先や避難経路を適宜指示する必要があると考えます。 また、外部からの避難者の受け入れ要請、あるいは逆に上里町からの避難者を受け入れてもらうためには、応援協定の締結先や県等と、相互協力応援することになっています。	C
⑬	避難者名簿の作成は、個人情報保護法との整合性は取れているか。	個人情報保護法第7条「実施機関は、個人情報取り扱い事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用すること、又は当該実施機関以外の者に個人情報を提供することをしてはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。…（4）個人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」と、非常時における個人情報の取り扱いが規定されています。	B
⑭	自主防災組織の概要・構成員等についても言及してほしい。	自主防災組織のリーダーは、区長が兼ねる場合や、別に隊長を定める地域もあり、構成についても各地域の実情に応じてさまざまであるため、あえて規定はしませんでしたが、地域の状況を把握していきたいと思います。	C
⑮	災害対策活動拠点は町役場だということですが、役場が罹災したらどうなるのでしょうか。構成員も含めてバックアップ体制も定めておくべきではないでしょうか。	現状の地震被害想定では、築10年の役場庁舎が甚大な被害をこうむることは想定されていませんが、検討してまいります。	C
⑯	「3 災害情報の収集」には「(2) 情報収集の要領 イ 町は、…、本庄警察署及び消防署と緊密に連絡をとる」と記載していますが、県の計画「所轄警察署と緊密に連絡する」に消防署が加えられ、万全を期す姿勢は歓迎すべきものと思います。	消防署との連携は不可欠であり、災害時には一体となって災害を把握し、対応していきたいと考えています。	B